

令和4年（ワ）第528号　自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 サファリ・ディマン・ハイダーほか1名

被告 国

進行に関する意見書

2022年10月3日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木雅子

同 弁護士 浦城知子

同 弁護士 駒井知会

同 弁護士 小川隆太郎

同 弁護士 岡本翔太

令和4年9月30日付被告準備書面（3）において、被告は、「仮に原告らの主張する『国際法』が自由権規約第9条1項を指すものと解すれば、原告らの主張するような『合理性・必要性・比例性』は同規定に明文化されていない。同規定は恣意的な逮捕又は抑留を禁ずるものであり、法律に定める適正な手続による逮捕又は抑留を禁ずるものではない。」と主張する。

原告らは、当該主張について、被告（日本政府）は、自由権規約第9条1項の「何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない」との文言について、逮捕又は抑留の「合理性・必要性・比例性」は求められていないと解釈している旨を主張していると理解する。

したがって、本件における自由権規約9条1項に関する争点は、自由権規約9条1項は逮捕又は抑留に「合理性・必要性・比例性」を求めているかという点である。

原告らは当該理解に基づいて、今後、弁論を準備する。貴裁判所の理解との間に齟齬があるのであれば指摘されたい。

以上